

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会

令和6年11月11日提出

調査報告書

【公表版】

令和7年2月14日

敦賀市教育委員会

敦賀市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って、「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会」を設置し調査を実施しました。

本「調査報告書【公表版】」は、調査委員会が作成した調査報告書を基に、敦賀市教育委員会が再発防止を含むいじめ防止対策に資することを目的に作成・公表するものです。

※公表期間は、令和7年8月13日までとします。

目 次

第 1	はじめに	P 1
第 2	本事案の概要等	P 1
第 3	当委員会の調査結果概要	P 2
第 4	当委員会が認定した事実関係	P 3
第 5	当委員会の本事案における認定事実に関する判断	P 4
第 6	関係者の本事案における対応とその検証	P 4
第 7	当委員会の本事案に関する提言	P 9

第1 はじめに

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（以下、「当委員会という。」）は、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例（令和5年7月11日条例第12号、以下、本報告書においては「条例」という。）に基づき設置された敦賀市教育委員会の附属機関であり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下、本報告書においては「法」という。）30条2項の規定による調査等を所掌する委員会である。

各委員は以下のとおりである。

委員長	吉川 健司	弁護士
副委員長	廣澤 愛子	大学教授
委員	安立 奈央	臨床心理士
委員	泰圓澄 一法	社会福祉士
委員	玉井 顯	精神保健指定医

当委員会は、令和5年10月30日、条例2条に基づき、敦賀市教育委員会から、下記の事項についての諮問を受けた。

記

- (1) 本事案に関する事実関係の確認
- (2) 本事案に関する関係者の対応についての検証
- (3) 前各号において明らかになった事実関係及び検証内容に基づいた今後の対応と再発防止に関する提言

当委員会は、前記諮問を受けて、必要な調査等を行い、本事案について、法2条1項所定の「いじめ」に該当するか否か、「いじめ」に該当する場合に、法28条1項所定の「重大事態」に該当するか否かについて検討し、後述のとおり「いじめ」であり、かつ「重大事態」に該当すると判断した。

本報告書では、本事案が「いじめ」かつ「重大事態」であることを踏まえ、前記諮問事項(2)(3)について提言する。

第2 本事案の概要等

1 関係者について

生徒A（女子）：本事案のいじめ被害者

生徒Bないし生徒H（いずれも男子）：本事案のいじめ加害者

生徒Aないし生徒Hは、令和3年4月、敦賀市立I中学校（以下、「I中学校」という。）に入学し、1年生として同じクラスに在籍していた。なお、生徒Aと同じ小学校に在籍していた生徒もいたが、小学校においてはお互いに面識はなかった。

2 本事案の時系列

令和4年

- 2月～3月 生徒Aから、担任に、連絡帳により、クラス内で「笑われる」「避けられている」「きたないもの扱いをされている」という被害の申告と、対処を求める訴えが、短期間に繰り返される
- 5月 生徒Aの保護者から、I中学校に、生徒Aに対するいじめへの対応を求める文書が提出される
- 6月 9日 I中学校から、敦賀市教育委員会に「いじめの状況等に関する調査（5月分）」が提出される
- 6月22日 I中学校が、生徒Aの保護者に「いじめ対処プラン」を提示する
- 9月以降 生徒Aの欠席、早退が続き、やがて不登校となる

令和5年

- 2月～3月 生徒Aの保護者とI中学校関係者による面談が複数回行われる
- 3月 7日 I中学校から敦賀市教育委員会に「不登校重大事態について（報告）」が提出される
- 7月11日 条例施行
- 8月 9日 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会事務運営ガイドライン・敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会公表ガイドライン施行

第3 当委員会の調査結果概要

- 1 当委員会の開催日は、下記のとおりである。

記

令和5年

- 10月30日 第1回委員会開催
- 11月28日 第2回委員会開催
- 12月28日 第3回委員会開催

令和6年

- 1月30日 第4回委員会開催
- 2月27日 第5回委員会開催
- 3月15日 第6回委員会開催
- 4月16日 第7回委員会開催
- 5月 7日 第8回委員会開催
- 6月13日 第9回委員会開催
- 7月 2日 第10回委員会開催

- 8月 5日 第11回委員会開催
- 9月 3日 第12回委員会開催
- 10月 1日 第13回委員会開催

2 当委員会の調査の経過は、下記のとおりである。

記

令和6年

- 2月 4日 生徒Aの調査
- 3月11日 生徒Hの調査
- 3月12日 生徒Fの調査
- 3月19日 生徒Dの調査
- 3月25日 生徒B、C、Eの調査
- 5月30日 学校関係者の調査

なお、生徒Gについては、調査への協力を得られなかったため、調査が実施できなかった。また、学校関係者の調査においても、生徒Aの2年生時の担任が病気休職中であったため、調査が実施できなかった。

第4 当委員会が認定した事実関係

当委員会の調査結果を踏まえ、以下の事実を認定した。

1 令和3年10月ころから令和4年3月ころまでの間、生徒Bないし生徒Hの緩やかな集まりにより作られたグループ（以下、「グループJ」という。）内において、生徒Aに「A´」「A“”というあだ名を付け、グループJのメンバー内において、生徒Aの話をする際に、生徒Aが聴き取ることができるような声で、「A´」「A“”とあだ名で呼ぶことを繰り返した。なお、「A´」は生徒Aの姓と似た名前いわゆるY o u T u b e rと同じ呼び方であり、「A“”は生徒Aの名を連想させる兵器と同じ呼び方であった。

生徒Aは、「A´」「A“”というあだ名で呼ばれることに苦痛を感じ、あだ名で呼ぶことを止めるよう求めたが、生徒Bないし生徒Hは、1年生の2学期が終了するまでの間、あだ名で呼ぶことを止めなかった。生徒Aが、あだ名で呼ぶことを止めるよう求めると、Y o u T u b e rや兵器の話をしているだけだと主張し、いわゆるガスライティングの手法により、生徒Aの要求を無視し続けたと認められる。

2 クラスにおいて、生徒が課題等を記入したノート等を提出し、担任のチェック後、各生徒に返却する際、配布を担当する係があった。令和3年10月ころから令和4年3月ころまでの間、グループJのメンバー複数名がその係となった際、生徒Aのノート等を返却するにあたり、ばい菌が付着しているかのよう

に、生徒Aのノート等に触らないように返却するということを繰り返し行った。

- 3 なお、上記事実以外の、生徒Aやその保護者が主張したいじめの事実は、当委員会の調査によっては認定するに至らなかったにとどまり、上記事実以外のいじめがなかったと認定したものではない。

第5 当委員会の本事案における認定事実に関する判断

1 本事案における認定事実の「いじめ」該当性

法2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

前記の認定事実から、生徒Aに対し、同じI中学校の同じクラスの生徒Bないし生徒Hが、あだ名で呼ぶ、生徒Aが触れたものにばい菌が付着しているかのように振る舞う行為を繰り返し、かつ、生徒Aが、それらの行為を止めるよう繰り返し求めたにも拘わらず、中学2年になるまで繰り返され、生徒Aが生徒Bないし生徒Hの行為によって心身の苦痛を感じていたことが認められる。

それゆえ、生徒Bないし生徒Hの前記行為は、いじめに該当する。

2 本事案における認定事実の「重大事態」該当性

法28条1項2号は、「重大事態」について、1号が「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と定義し、2号が「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定義する。

生徒Aは、前記の認定されたいじめがなされた後の令和4年9月から令和6年3月のI中学校卒業まで約19か月間、登校して教室において授業を受けることができず、オンライン授業を受けるか、保健室登校を余儀なくされており、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認められる。また、生徒Aについては、令和5年5月に、「いじめによるPTSD及びうつ病と認める」診断書が提出されており、生徒Aの「心身」に「重大な被害が生じた疑いがある」と認められる。

それゆえ、1号及び2号の重大事態に該当する。

第6 関係者の本事案における対応とその検証

1 I中学校の本事案における対応とその検証

(1) I 中学校による生徒Aの1年生時のいじめ把握や対処の遅れ

第4において認定したとおり、生徒Aに対するいじめは、生徒Aが1年生であった令和3年10月から始まっていた。

そして、令和4年2月から3月にかけて、生徒Aからクラス担任宛の連絡帳において、自らが受けている被害を訴える記載が複数回なされた。

生徒Aが所属するクラスは約30名であり、そのクラス内の7名により構成されたグループが、生徒Aに対し、継続的にいじめをしていたのであるから、当事者以外の生徒、授業を担当する教職員、担任等が、数か月もの間いじめの徴候を全く認識できなかったとは考えにくい。

また、I 中学校は、生徒Aの入学前に、生徒Aが通学していた小学校から、生徒Aが我慢しがちな性格であることを、引継事項として聞いていた。そして、その後の4月から10月にかけての学校生活を通じて、生徒Aが我慢しがちな性格であることを把握していたと推測される。

それゆえ、生徒Aがクラス担任に対し被害を訴えた時点において、相当に深刻な事態となっていると考えるべきであった。

ところが、令和4年2月以降に、I 中学校が、調査の実施、加害者やいじめの特定、その後の加害の防止、生徒Aのケア、学習の保障等を実施した形跡はない。

I 中学校が、実際に調査や指導などの対応を行ったのは、生徒Aが2年生となった令和4年5月に、生徒Aの保護者からいじめ被害の訴えがなされてからである。

以上に述べた経過等を踏まえると、I 中学校が、生徒Aが連絡帳により被害を訴えた令和4年2月時点において、不十分な対応にとどまったという問題があるだけでなく、いじめの初期の段階でいじめを把握し、調査、対応できる体制も整えられていなかったという問題があったと認められる。

かかる体制が整えられていれば、生徒Aへのいじめの初期段階においていじめを把握し、その後の調査や加害防止、生徒Aへのケアも、適切に実施することがより容易となり、今回のような重大事態になることを防ぐことができた可能性が高いと考えられる。

(2) 被害者側からいじめの被害申告がなされた後のI 中学校の対応の問題

ア 組織的な対応がなされていないこと

令和4年5月に、生徒Aの保護者からI 中学校に対し、生徒Aのいじめによる被害への対応を求める連絡があった後、I 中学校は、直ちに「いじめ対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）と「いじめ対策サポート班」（以下、「サポート班」という。）を設置した。I 中学校のこの対応に問題はなく、

むしろ、迅速な対応と評価できる。

しかし、当委員会の調査によれば、対策委員会やサポート班の構成員とされているにもかかわらず、自らが構成員となっているという認識のない教職員が複数名存在した。また、対策委員会とサポート班という複数の組織が設置されたものの、それぞれの組織の役割分担が不明確なままであった。さらに、対策委員会、サポート班とも、会議を開催した際の議事録が作成されておらず、事実上事務局的な立場であった学年主任が時系列的なメモを作成していたものの、対策委員会やサポート班の一部構成員が当該メモを共有していたにとどまっていた。上記の対応は、対策委員会やサポート班を、校長・学年主任等の中心となる構成員の都合を優先して、随時開催した結果でもあった。

もちろん、緊急時には、上記のような対応が必要となることもある。しかし、上記の対応が生徒AのI中学校卒業まで継続されたことは、対策委員会とサポート班において、それぞれの役割分担の明確化、構成員全員による情報共有、対策等の集団的検討、実施した対策の事後的検証と改善等の必要性が意識されていなかったことを示している。

また、後述のとおり、対策委員会やサポート班だけで対応するのではなく、専門職や有識者等と連携して、より効果的にいじめに対応するためにも、対策委員会やサポート班において実施した対策やその検証結果を議事録等の形で記録して、情報提供する必要があるものであり、上記の対応は、外部との連携を全く意識していなかったことも示すものである。

同様に、生徒Aやその保護者とI中学校との話し合いの内容等についても、前記のメモがあったのみであり、対策委員会やサポート班の構成員が、生徒Aの現状を把握し、情報共有する仕組みが存在していなかった。この点は、生徒Aに対するケアを疎かにした可能性がある。

以上に述べたとおり、I中学校の対応は組織的なものとなっていなかった。

なお、前記のとおり、生徒Aの2年生時の担任が、その後病気休職となったことは、時期を考慮すると、当該担任に生徒Aのいじめ問題への対応について相当な負荷がかかり、負荷の軽減を組織的に行うという対応が不十分であった可能性も否定できない。個々の教職員に過重な負荷をかけないためにも、いじめ問題への対応は、組織的に行うべきであった。

イ 専門職・有識者との連携がなされていないこと

対策委員会とサポート班の構成員には、養護教諭、スクールカウンセラーの両者が含まれていた。ところが、対策委員会、サポート班のどちらについても、養護教諭やスクールカウンセラーに継続的に相談したり、その専門的

知見をいじめ対策等に活用した形跡がない。

また、同様に、いじめ問題について詳しい有識者や、生徒Aの主治医等と連携をとって、被害の拡大防止、生徒Aのケア、加害者側への対策等について検討した形跡もない。

教職員自身は、いじめ問題について専門的知見を有しているとは限らないのであるから、教職員だけで対策を検討するのではなく、専門的知見を有している専門職や有識者との連携を検討すべきであったにもかかわらず、I中学校においては、その連携がなされなかった。

ウ 加害生徒や周辺の生徒への指導の不十分さ

いじめをした加害生徒に対する指導は学校の責務である。

今回、生徒Aやその保護者が当初大事にしないしてほしいと求めたことも、その発言の背景として、さらなる加害を恐れていること、学校による対策への信頼の欠如があったと考えられる。それゆえ、I中学校は、被害者側に信頼してもらえようような対策を早期に実施することが必要であった。

しかし、実際には、令和4年5月以降、加害生徒らに対して聞き取り調査を実施したものの、調査結果を踏まえて、加害生徒らにいじめが許されない理由の考察、反省、謝罪、等を指導した形跡はない。また、加害生徒ら自身が抱える問題がいじめ行為に影響していた可能性があったにもかかわらず、その問題の解消等の検討もなされなかった。

さらに、周辺生徒に対して、いじめにおいて、観衆（面白がる者）、傍観者（見て見ぬ振りをする者）にならないよう指導することにより、被害の拡大を防止しようとした形跡もなかった。

以上に述べたとおり、I中学校の生徒指導は不十分なものであった。

エ 生徒Aの学習権保障・ケアの不十分さ

いじめを受けた生徒の心身のケアを行うことや、いじめを受けた生徒が学校において安心して教育を受けられるように必要な措置を講じることは、学校の責務である。

しかし、本件においては、いじめが始まった令和3年10月ころから、不登校状態となった令和4年9月までの間、生徒Aは加害生徒らと日常的に接触し、あるいは、加害生徒らが容易に接触することが可能な状態で過ごしていた。令和4年5月にI中学校が生徒Aの保護者から連絡を受けた後も、I中学校は、加害生徒らに、生徒Aと接触を避けるようにと口頭で伝えたにとどまり、加害生徒らと生徒Aとの接触を完全になくすための具体的な措置は講じられなかった。生徒Aが安全な環境において学習する機会は保障されて

おらず、また、その時点において、スクールカウンセラーや外部の専門機関との連携もなかったため、生徒Aは、加害生徒らと接触する可能性のある状態において、専門家による心身のケアもなされないまま、学校生活を送らざるを得なかった。

以上に述べたとおり、I中学校は、生徒Aの学習権を保障したとは認められず、また、生徒Aに対するケアも不十分であった。

(3) いじめの予防・早期の対処のための体制整備の不十分さ

いじめを予防することや、いじめに早期に対処するための体制を予め整えることは、学校の責務である。

しかし、生徒Aから被害を相談された令和4年2～3月の時点において、I中学校側が、生徒Aがいじめを受けている、との認識はなかった。I中学校が、生徒Aがいじめを受けていると認識したのは生徒Aの保護者からの訴えがあった令和4年5月以降であった。これは、I中学校の教職員のいじめに対する理解が不十分であったことを示している。

また、本件では周辺の生徒も、生徒Aの被害を知りながら、観衆や傍観者となっていた可能性が高く、クラス全体や学校全体でいじめの問題点を理解し、予防や被害拡大を防止する取り組みがなされていなかった。

さらに、加害生徒らが在学していた小学校からI中学校に対し、加害生徒らの中に、別の児童に対していじめをした者がいた、という情報が入学の際に報告されており、I中学校側は、当該加害生徒が抱える問題を事前に把握していた。しかし、I中学校側において、事前にいじめを防止したり、いじめ把握後に早期に対応し、被害拡大を防止する体制整備はなされていない。

以上に述べたとおり、I中学校は、いじめのメカニズムへの理解が不足しており、いじめを予防し、あるいは早期のいじめの把握や対応、被害拡大防止のための体制整備が不十分であった。

2 敦賀市教育委員会の本事案における対応とその検証

(1) I中学校から敦賀市教育委員会に、本事案の報告がなされたのは、令和4年6月9日であり、この日に、敦賀市教育委員会は本事案の概要を把握したと認められる。

しかし、その後、I中学校から敦賀市教育委員会に対し、本事案についての何らかの援助を求める動きもなく、敦賀市教育委員会からI中学校に対し、本事案について何らかの援助をした形跡もない。I中学校と敦賀市教育委員会との連携が具体化したのは、当委員会の設置のための協議が本格化した令和5年3月以降のことであった。

(2) 敦賀市教育委員会が制定した「敦賀市いじめ防止基本方針」には、敦賀市教育委員会の役割として、「3 (3) いじめの未然防止」については、教職員等を対象とした研修会、事例検討会の開催によるいじめ防止のための資質能力の向上を図ることを、「3 (4) いじめの早期発見」については、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等による生徒向けの相談体制の整備、多様な相談窓口の確保を、「3 (5) いじめの事案対処」については、外部専門家、児童相談所、医療機関等との連携を進めることを、それぞれ定めている。

しかし、本事案においては、結果的に、いじめの未然防止、早期発見にはつながっておらず、また、本事案に対する対処として、I 中学校と外部専門家等との連携も進められていない。

敦賀市教育委員会は、単に「敦賀市いじめ防止基本方針」を制定するだけでなく、当該方針に基づいて実施した施策が、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ被害の拡大防止や解消に効果をあげたか否かを検証し、不断に当該方針を改定する、当該方針に基づいて実施する施策の改善に努める必要があった。

第7 当委員会の本事案に関する提言

1 生徒Aに対して

(1) 精神的ケアの実施

本事案においては、生徒Aに対する精神的ケアが、適時に、かつ適切に実施された形跡がない。生徒Aに対する精神的ケアは最も優先されるべきであり、本来なら、加害生徒らとの接触を断つ具体的措置を早急に取り、生徒Aが安心・安全に学校生活を送ることができるよう保障するべきであった。

いじめ被害に起因して不登校やPTSDが生じた本事案において、今後必要な精神的ケアについては、① 生徒Aが安心・安全を感じられる環境を保障し、無理に登校を促さない、② 生徒Aが第三者と会話する、買い物・散歩などの第三者と接触する行動を開始した段階で、その活動を保障する、③ 生徒Aから学校の話が出始めた段階で、それに合わせて本人の話や思いを傾聴する、④ 生徒A自身の要望が明確になった段階で、周囲の大人（家族や教職員等）が協力して、その要望に応える活動を行う等、①～④の段階を踏まえた対応を行うことが求められる。

重視すべきは、生徒Aの心の回復の段階に合わせて支援を行うことであり、周囲の大人が、生徒Aの心の回復の段階を考えないまま支援することは、たとえ善意によるものであっても、却って、本人の心の傷を深めてしまいかねないことに十分留意する必要がある。

また、生徒Aを支え、見守る家族を支えることも必要である。そのため、家族が抱えている苦労をできる限り軽減するため、家族自身も相談が可能な体制整備が必要である。

(2) 学習権の保障

本事案においては、生徒Aが不登校となった後、I中学校自身も生徒Aの学習権を保障するため努力した形跡はあるものの、十分に学習する機会が保障されたとは言い難い。

しかし、いじめ被害に起因する不登校によって、学習に支障を来すことはあってはならない。本事案のように、不登校によって学校で勉強する機会が失われている場合には、学校での勉強と遜色ない環境において本人が学習することができる体制を整える必要がある。例えば、タブレットを使用しての学習やオンラインを活用しての学習参加、学習支援ボランティアの活用など、柔軟にその方法を検討する必要がある。

なお、本人の精神状態が回復途上にあり、学習に向かう気力が整っていない場合には、回復を待ち、本人が学習への意欲を見せた段階において、速やかに対応できるよう、学校と家庭が協力して準備を整えておく必要がある。

2 I中学校に対して

(1) 学級風土・学校風土を整えること

いじめが、学級風土・学校風土によって影響を受ける問題であることは、これまでも指摘されてきた¹。いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、いじめを生む土壌や、それを問題として取り上げられない空気感がその「集団」にあることが、いじめの発生に大きな影響を及ぼす。学級や学校という集団において、日頃から、教職員と生徒間、及び生徒同士において信頼感があり、「いじめは絶対にしてはならない」「自分も他者も大切にす」という人権尊重の価値観が共有されていれば、そもそもいじめは起こりにくい。このような学級風土を作るための取組を、学校全体で、特に教職員が集団的に行うことが求められる。

また、学校全体において、教職員同士が、学年を超えて協力する等、風通しの良い集団を作ること、さらに、生徒が学校生活を送る際に、あるいは、教職員が働く際に、安心・安全を感じられる環境を整備することも、いじめを予防することに繋がる。

¹ 「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究（令和2・3年度調査）」最終報告書（令和6年（2024年）3月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）参照。 https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/20240423-a.pdf

(2) 相談しやすい相談窓口の設置と周知

本事案においては、令和3年10月ころからいじめが始まっていたにもかかわらず、生徒Aから学校側に相談がなされたのは令和4年2月ころであり、半年近くも生徒Aから相談がなかった。これは、少なくとも生徒Aにとって相談しやすい相談窓口が存在しなかったことを示している。

それゆえ、明らかにいじめと分かる場合に限らず、心が傷ついたときや困ったことが生じた場合に、生徒が気軽にかつ日常的に相談できる相談窓口を設置する必要がある。そして、相談窓口の設置を、連絡帳等を活用して、生徒に周知することを定期的に繰り返すことも必要である。さらに、スクールカウンセラーによる生徒全員の面接の定期実施なども検討すべきである。

(3) いじめ対応の組織化

本事案においては、I中学校の対応が、問題発生の都度、当面の課題に対応するといういわば対症療法的な対応に終始していた。これは、問題の根本的解決のため、集団的に取り組むという組織的対応が不十分であったことを示している。

それゆえ、学校側がいじめを把握した場合、速やかに対策委員会、サポート班を設置し、教職員が組織的にいじめの問題に対応することが必要である。ただし、対策委員会、サポート班の設置は、いじめへの効果的な対応のためであり、設置自体が目的ではない。

具体的には、対策委員会、サポート班が実質的に機能するように、定期的な会議の開催、構成員の出席機会の保障、各組織やその内部における構成員の役割分担の明確化等により、各構成員が自らの役割を自覚し、協力して問題の解決に取り組む体制を整えることが必要である。

また、会議においては、出席者同士が対等の関係であることを明確化し、安心して自由に意見を述べる機会を保障する必要がある。さらに、会議の議論の内容、決定事項等を議事録に残し、構成員同士の情報共有を確実にを行い、情報格差が生じないようにする必要がある。

さらに、議事録の記載内容は、対策委員会やサポート班に所属していない教職員、外部の専門職、有識者に対する情報提供の必要性も考慮して決定する必要がある。

(4) 専門職・外部有識者との連携

本事案においては、対策委員会、サポート班の構成員に養護教諭やスクールカウンセラーが入っていたにもかかわらず、その知見が活用された形跡がない。

専門的知見を活用したいじめへの早期対応の重要性を考慮するなら、養護教諭、スクールカウンセラーを始めとした専門職と協力して被害生徒、加害生徒に対応することが必要である。

また、事案に応じて、外部有識者への相談等による連携も常に考慮する必要がある。例えば、本事案においては、I 中学校が、生徒Aの主治医と連携を取ることにより、よりの確なケアや支援の方向性を打ち出すことができた可能性が高い。

(5) 研修・いじめ予防授業の定期的実施

本事案において、教職員から加害生徒らへの指導にあたり、研修において身に付けた知見等が活用された形跡はなく、また、加害生徒らは、いじめ予防授業の内容を全く理解しないまま、いじめ行為に及んでいた。

それゆえ、第1に、教職員を対象として、いじめ防止対策推進法の趣旨、内容の理解、いじめという事象への理解を深めること、いじめへの対応についての基本的な方向性を理解するための研修を、受講した教職員の理解度を図りつつ定期的に実施する必要がある。また、スクールロイヤー等の外部講師による研修も検討すべきである。人権保障という観点からいじめ被害防止を理解する取り組みは、教職員のいじめ発生後の対応力を高めることに繋がり、ひいては、いじめが生じにくい学級風土・学校風土を醸成することにも有効である。

第2に、生徒に対するいじめ予防授業の定期的実施も必要である。内容の工夫は、教職員自身により生徒の理解度に合わせて行うことが望ましい。また、スクールロイヤー等の外部講師によるいじめ予防授業も検討すべきである。

ただし、いじめ予防授業等の定期的実施だけでは不十分である。生徒にとっては、学校生活の日常場面における教職員の振る舞いが与える影響も無視できない。教職員が、かかる場面において、人としての当たり前の親切さや思いやり、倫理観や道徳観といった観点から必要と思う関わり等を提供することも、広い意味での心理教育であり、ひいてはいじめ予防に繋がる。

3 敦賀市教育委員会に対して

(1) 専門職・外部有識者との連携の援助

学校には、専門職や外部有識者と連携をとるための手段、つてがなく、その必要性に思い至ることができないことも考えられる。それゆえ、学校が専門職や外部有識者と速やかに連携が取れるよう、教育委員会は、両者を繋ぐという役割を果たす必要がある。

また、いじめなどの緊急事態が生じた場合、学校は、日常の学校業務をこなしながら、緊急事態にも対応することとなり、余力がないために、学校業務と

いじめ事案のどちらに対しても不十分な対応となる可能性が高い。

それゆえ、学校が余力を残していじめ事案に対応できるようにするためにも、教育委員会が、外部有識者と学校を繋ぐ役割を果たす必要がある。

(2) 研修・いじめ予防授業の実施の援助

学校自身が、教職員に対する研修や生徒に対するいじめ予防授業を定期的を実施することは、講師の用意、授業準備との兼ね合いで困難であることも予想される。

それゆえ、教育委員会が、常に、いじめに関わる研修やいじめ予防授業に関する最新の情報を入手し、文部科学省の動向も確認し（CoCoLo プラン等）、各学校へ情報提供することが必要である。

また、学校現場の教職員が、いじめにうまく対応できないかもしれないという不安や恐れを少なからず抱えていることも予想される。その不安や恐れが、いじめの隠ぺいに繋がる危険性もある。

かかる点からも、教育委員会が、いじめの予防やいじめへの対応の質を向上させる研修を提供することは、教職員の不安を払拭し、いじめへの早期対応にも繋がる可能性がある。

また、日頃から、教育委員会と各学校との連携を密にし、些細なことであっても、各学校が教育委員会に相談できるような関係性を築くことも、いじめの予防、早期対応のために重要である。